

令和7年度（2025年度）
広島市会計年度任用職員（女性相談員）募集案内

令和7年（2025年）7月15日
広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

試験日	令和7年8月19日（火）
受付期間	令和7年7月15日（火）～8月8日（金）（必着）

1 採用予定人員等

採用予定人員	職務概要
若干名	広島市配偶者暴力相談支援センターにおいて、生活、家庭内の問題、DV（配偶者やパートナーからの暴力）、職業その他の問題について相談に応じ、助言指導などの業務に従事します。

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する人（令和7年9月末までにいずれかの要件を満たす見込みの人を含む。）
- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、看護師又はフェミニストカウンセラーのいずれかの資格を有する人
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等を卒業した人で、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科又はこれらに相当する課程を専攻した人
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等を卒業した人で、福祉分野における実務経験又は相談業務に2年以上従事した人
- (2) 次のいずれかに該当する人（令和7年9月末までに取得見込みの人を含む。）
- ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (3) 次のいずれにも該当しない人
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けているもの（心神耗弱を原因とするもの以外）

※学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

日時	会場	合格発表
8月19日（火） 午後1時30分集合 （午後5時頃終了予定）	中区役所3階第6会議室 （中区国泰寺町一丁目4番21号）	8月26日（火） （発送予定）

- [注] (1) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
(2) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。
(3) 電話・メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科目等	内 容
作文	文章による表現力等についての筆記試験〔40分：約800字〕 (前回の出題テーマ：DV被害について思うこと)
面接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）

イ 次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれか（取得見込みの人を除く。）

（ア）社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証、臨床心理士登録証、公認心理師登録証、保健師免許証、看護師免許証又は認定フェミニストカウンセラー登録証いずれかの写し

（イ）大学等の児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科、又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを証明するもの（卒業証書の写し、卒業証明書など学科又は課程名が明記されているもの）

（ウ）別紙職歴表（福祉分野における実務経験又は相談業務に従事したもの）

なお、提出書類は受付後、返却しません。

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

(3) 受付期間

令和7年7月15日（火）から8月8日（金）まで（必着）

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び8月6日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による申込みは、8月8日（金）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。封筒の表に「女性相談員受験申込書」と朱書するとともに、受付期限に遅れないよう、余裕を持って送付してください。

なお、8月4日（月）以降に投函される場合は、速達としてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的で使用します。

6 採用

- (1) 合格者は、令和7年10月1日に採用する予定です。
- (2) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和7年9月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 「2 受験資格」(1)の要件を取得見込みで受験した人は、令和7年9月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (4) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

- (1) 任用期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで。
(令和8年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務(再度の任用)をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)
- (2) 勤務場所
広島市配偶者暴力相談支援センター
- (3) 勤務日、勤務時間
原則として、勤務日は月曜日から金曜日まで。
勤務期間は午前10時から午後4時45分まで又は午前10時15分から午後5時までの5時間45分(週28時間45分)。
休憩時間は、勤務時間内で1時間
- (4) 勤務を要しない日
土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日
- (5) 給与等
初任給 報酬月額 約191,000円(地域手当を含む)。
年収見込 約3,185,000円(期末手当及び勤勉手当を含む)。
この他に交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。
なお、上記金額は募集時点のものであり、給与改定等により変更となる場合があります。
- (6) 加入保険
健康保険(広島市職員共済組合)、厚生年金保険、公務災害補償制度及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。
- (7) その他
広島市配偶者暴力相談支援センター内は全面禁煙です。

8 その他、受験に際しての注意事項

- (1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場へお越しください。
- (2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (3) 不明な事項があれば、以下の問合せ先までご連絡ください。(試験の内容に関わる質問には、お答えできません。)

◇問合せ先◇

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

TEL (082) 504-2108

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎14階